中央干拓地（営農地）での撮影における注意事項

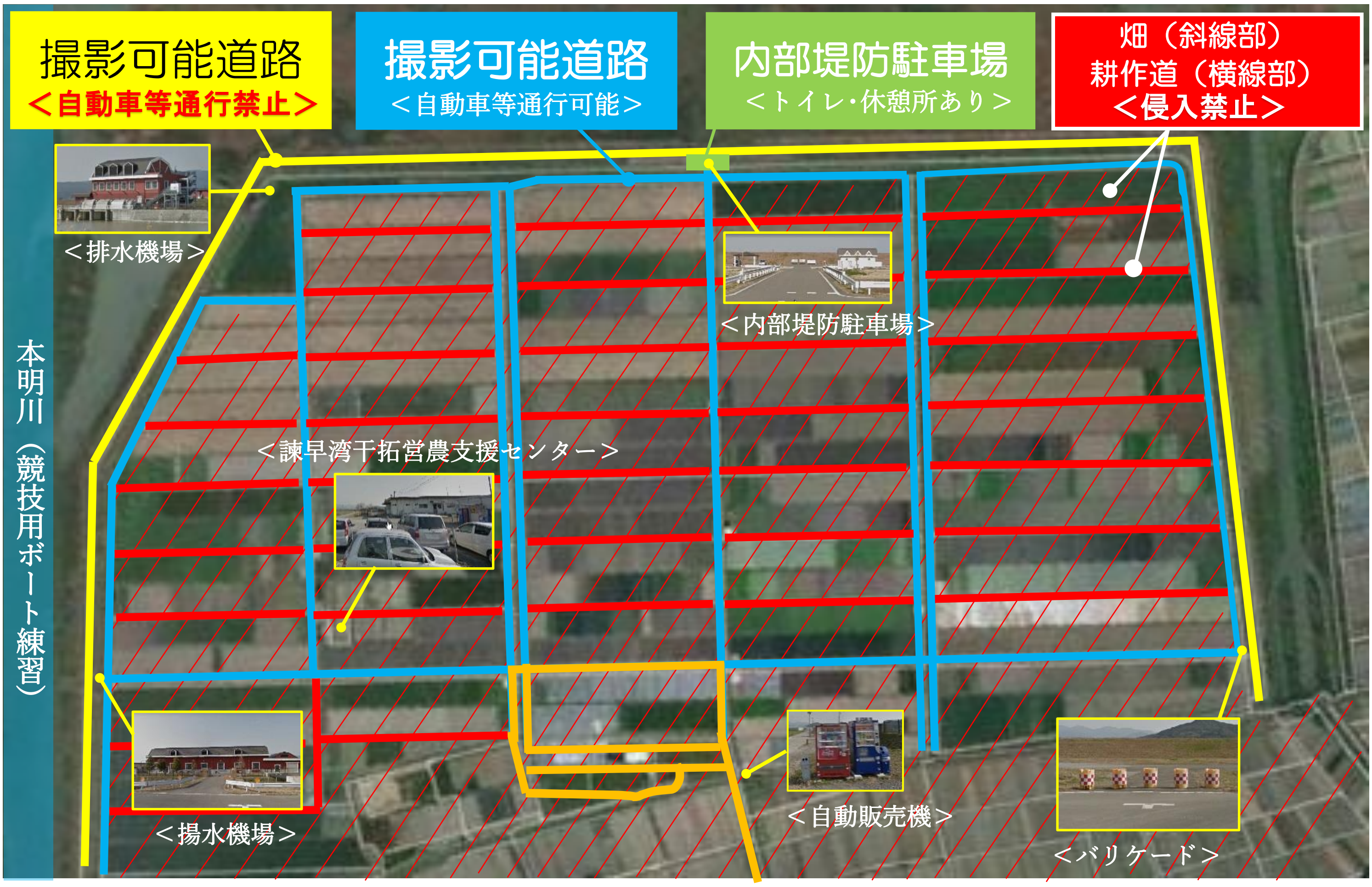

- 撮影のために中央干拓地を車等で訪れる場合は、農業車両の妨げにならないよう内部堤防駐車場に駐車することとし、**農道等に駐停車したまま、車から離れて撮影することがないようにしてください。**

- 道路沿い（上記青線部分）からの撮影は可能ですが、靴等に付着した菌類が、畑（上記赤色斜線部内）及び耕作道（上記赤色横線部分）に侵入すると農業に支障が生じるため、**畑・耕作道には、絶対に立ち入らないようにしてください。**

- **道路を通行するときや撮影を行う際には、大型農耕車等に注意してください。**橙色の道路は、集出荷施設等があり、農耕車等の通行量が多い道路であるため、特に注意してください。

※上記の内容についてご不明点がありましたら、県央振興局　地域づくり推進課へお問い合わせください。（電話：0957-22-0031）